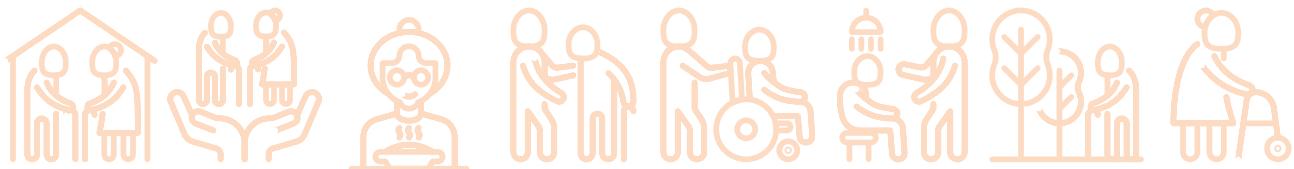


2024
February

ケアアレボ VOL. 10



今号のテーマ

外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会（1月22日）

訪問系介護サービスへの従事に向け議論大詰め

「令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の実施について」（1月25日）

厚生労働省老健局老人保健課が発出

「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」（2月1日）

訪問介護団体は厚労大臣に申し入れ

Contents

- 外国人材の訪問介護、「初任者研修修了を要件に」案が提示
- 2月からの介護職員処遇改善支援補助金の実施について通知発出
- 身体介護、生活援助問わず引き下げ
- 訪問介護団体は厚労大臣に申し入れ

医療・介護・福祉をつなぐ

wiseman

今号のダイジェスト

診療報酬改定の答申もまとまり、介護施設からの入院受け入れを評価する新加算も設けられるなど、厚生労働省が描く地域包括ケアシステムのモデルづくりは進んでいるようだ。一方で2024年度介護報酬改定における、訪問介護の基本報酬引き下げの余波が広がっている。訪問系サービスにどのような影響を及ぼすかは注視する必要がありそうだ。

1月22日 外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会

外国人材の訪問介護、「初任者研修修了を要件に」案が提示

厚生労働省では1月22日、「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」の第4回会合が開かれた。この検討会は、現在認められていない、EPA介護福祉士候補者、技能実習、特定技能による訪問系介護サービスへの従事を認めるかどうかを議論している。今回はその議論の方向性が示された。

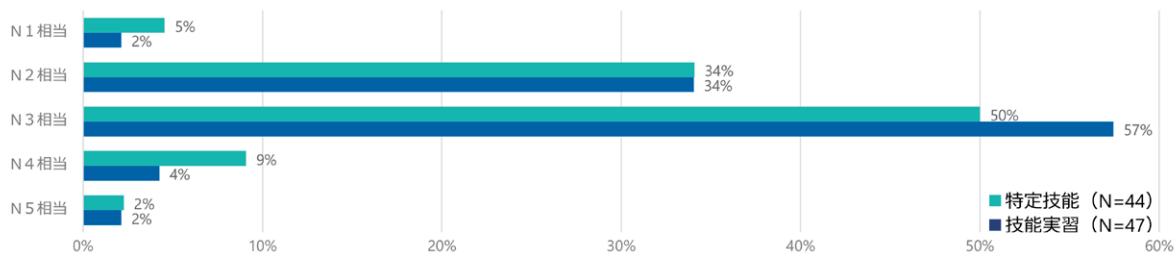
外国人介護人材の受け入れは、2017年度から施設系サービスへの従事が認められているが、訪問系サービスについては、利用者と介護者が1対1基本で、適切な指導体制の確保、権利擁護、在留管理の観点に配慮する必要があるとして、在留資格「介護」とEPA介護福祉士以外は従事が認められていない。

一方で有資格者である訪問介護員は人材不足が深刻で、人員不足が理由でサービス提供を断るケースも出てきている。また訪問介護員の高齢化も進んでおり、必要なサービスを将来にわたって提供できるように対応することが求められている。

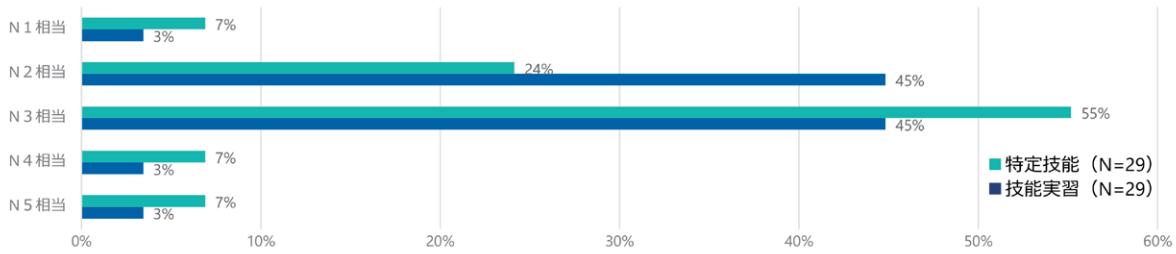
図1 訪問系サービスにおける外国人介護人材の受け入れについて

Q. «「外国人介護職員が利用者と問題なく意思疎通を行うだけの会話力を有する」と回答したところのみ回答»
訪問系サービスにおいて受け入れる場合、どの程度の日本語能力が適切か（最もあてはまるもの1つ回答）

法人向けアンケート



事業所向けアンケート



* 数値は、「外国人介護人材の就労実態に関する調査研究事業」（令和5年度老人保健健康増進等事業）で実施したアンケートについて、令和5年10月31日に集計した速報値。

こうしたことから検討が始まっている。検討の方向性では、

- ▷ 訪問入浴介護は複数人でのサービス提供が必要であることから、施設系サービスと同様の指導体制を確保しやすく、こうした体制を確保した上で業務に従事する
- ▷ 訪問介護は利用者と介護者が1対1で業務を行うことが基本であることを踏まえ、利用者に対するケアの質を制度上担保する仕組みとしていることに留意する
- ▷ 外国人介護人材が多様な業務を経験し、キャリアアップしていく観点から、日本人と同様に介護職員初任者研修を受け、訪問介護の業務に従事できるようにする
- ▷ 基本的事項の研修の実施、緊急事態発生時の対応と研修、記録等の作成の工夫、サービス責任者による動向などのOJT等の要件を設ける
- ▷ 利用者からのハラスメント等があった場合に必要となる取り組みをする
——といった内容が挙がった。

ただ、この日の資料でも訪問系サービスにおける外国人介護人材の受け入れについてのアンケート調査で、「受け入れ可能」と答えた法人は、特定技能で41%、技能実習で39%と過半数を下回る結果が示されている(図1)。人材不足という事情はあるにせよ、解決すべき課題は多そうだ。

1月22日　外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会

2月からの介護職員処遇改善支援補助金の実施について通知発出

厚生労働省老健局老人保健課は1月25日、「令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の実施について」を発出した。

2023年11月2日に閣議決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を2%程度(月額平均6000円相当)引き上げるための措置を、24年2月から前倒しで実施するために必要な経費を23年度内に都道府県に交付するという内容だ。現行の介護職員処遇改善加算等と同様、介護サービス種類ごとに、介護職員数に応じて設定された一律の交付率を介護報酬に乘じる形で各事業者に交付する。各サービスの交付率は図2のとおり。

介護職員以外の他の職種の処遇改善にもこの処遇改善の収入を充てることができる柔軟な運用を認めている。

対象期間は2～5月分の賃金引き上げ分で、補助金額は対象介護事業所の介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均6000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに介護職員数(常勤換算)に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給する。

取得要件は以下の3つ。

- ▷ 介護職員ベースアップ等支援加算を取得している事業所(4月から介護職員等ベースアップ等支援加算を取得見込みの事業所も含む)
- ▷ かつ、2、3月分から実際に賃上げを行う事業所
- ▷ 賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の3分の2以上は介護職員等の月額賃金(基本給または決まって毎月支払われる手当)の改善に使用することを要件とする(4月分以降。基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響を考慮しつつ、就業規則(賃金規程)改正に一定の

図2 2024年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の交付について

- 現行の介護職員処遇改善加算等と同様、介護サービス種類ごとに、介護職員数に応じて設定された一律の交付率を介護報酬に乘じる形で各事業者に交付。事業者ごとに交付される補助金額は、介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均6,000円（給与の約2%）の賃金引上げに相当する額になる。

サービス区分	交付率
・訪問介護	
・夜間対応型訪問介護	1.2%
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
・（介護予防）訪問入浴介護	0.7%
・通所介護	
・地域密着型通所介護	0.7%
・（介護予防）通所リハビリテーション	0.6%
・（介護予防）特定施設入居者生活介護	
・地域密着型特定施設入居者生活介護	0.8%
・（介護予防）認知症対応型通所介護	1.4%
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護	
・看護小規模多機能型居宅介護	1.0%
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護	1.3%
・介護老人福祉施設	
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0.9%
・（介護予防）短期入所生活介護	
・介護老人保健施設	
・（介護予防）短期入所療養介護（老健）	0.5%
・介護医療院	
・（介護予防）短期入所療養介護（病院等・医療院）	0.3%

※ （介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援は交付対象外。

※ 対象サービスごとに介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

時間を要することを考慮して、24年2、3月分は全額一時金による支給を可能とする）

また職員への周知も要件に入っている。介護サービス事業者等は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について「介護職員処遇改善計画書」で職員に周知するとともに、就業規則等を改訂した場合には、その内容についても職員に周知することが要件とされている。

同時に「Q & A」も発出している。このなかで、「どの程度の賃金改善を行っている必要があるのか」との問い合わせに対して、「2月からの介護職員処遇改善支援補助金においては、毎月ごとに賃金改善額が補助額を上回ることを求めるものではない」とし、2月分と3月分として見込まれる補助金額のすべてを、2、3月の賃金改善に充てる必要はない回答している。ただし、全体で2～5月の4ヶ月間の補助金の合計額を上回る賃金改善を行うことが必要であることも述べ、「計画的に賃金改善を行っていただきたい」と求めている。

2月1日 「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」

身体介護、生活援助問わず引き下げ

2024年度介護報酬改定の答申が1月22日に示されたが、このなかで話題となっているのが、訪問介護の基本報酬引き下げだ。身体介護が20分未満で現行から4単位減の163単位、20分以上30分未満が現行から6単位減の244単位など、生活援助は20分以上45分未満が現行から4単位減の179単位、45分以上が現行から5単位減の220単位などとなっている。

これを説明した「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」で、厚生労働省は処遇改善加算について併記するかたちで、次のように述べている。

「今回の改定で高い加算率としており、賃金体系等の整備、一定の月額賃金配分等によって14.5%から、経験技能のある職員等の配置による最大24.5%まで取得できるようにしている」

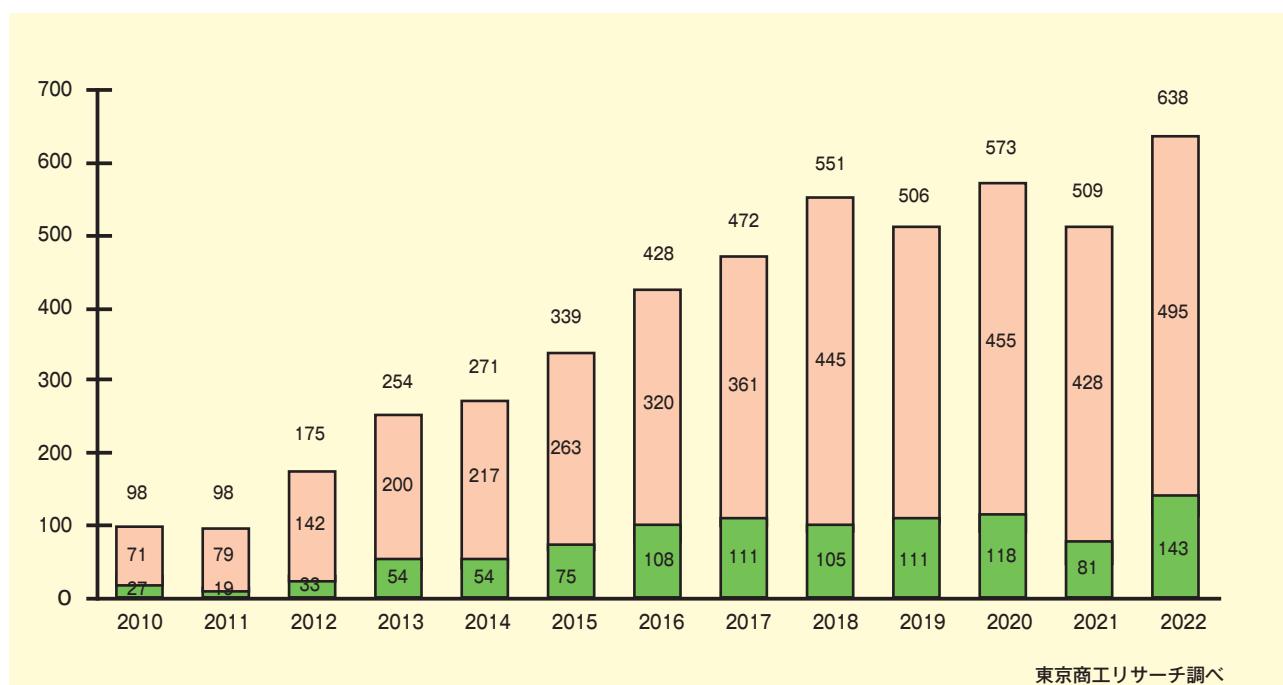
訪問介護団体は厚労大臣に申し入れ

訪問介護事業者はこれに対して当然反発し、全国ホームヘルパー協議会と日本ホームヘルパー協会は2月1日、連名で「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」を厚生労働大臣に申し入れた。

このなかで「他サービスの基本報酬の引き上げが行われるなか、もともと報酬単位が小さい訪問介護系サービスのみ引き下げられたことは、私たちの誇りを傷つけ、さらなる人材不足を招くことは明らかで、このような改定は断じて許されるものではありません」と述べている。今回の引き下げの論拠の一つとして、介護事業経営実態調査の結果が挙げられている。それによると、2022年度決算での訪問介護の純利益率は7.7%。前回改定時にまとめられた19年度決算では2.3%だったから、その伸び具合は目立つ。延べ訪問回数759.6回／月は前回調査時比29.8回増。給与費率は5.4ポイント減の72.2%というデータが出ている。

一方、東京商工リサーチが1月27日に発表したリリースによると、これと正反対の状況になっている。22年の介護事業者の休廃業・解散は2010年の調査開始以来、過去最多だった(図表3)。ヘルパー不足や競争激化に加え、コロナ禍の感染防止から利用控えが進んだほか、物価高の影響で事業継続を断念する事業者も相次いだという。同社では「コロナ禍で資金面を含めて体力が疲弊している小・零細事業者も少なくない」と指摘しており、訪問介護事業者もこのなかに含まれていると考えていい。訪問介護の位置付け、機能も含めて議論を呼びそうだ。

図3 「老人福祉・介護事業」の倒産、休廃業・解散件数 年次推移



弊社製品に関するお問い合わせ先

お電話でのお問い合わせ先

0120-442-993

株式会社ワイズマンホームページ

<https://www.wiseman.co.jp/>